

公益社団法人日本コンクリート工学会

役員候補推薦・調整委員会規程

平成 12 年 4 月 1 日 制定

平成 17 年 12 月 5 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、役員候補推薦・調整委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 16 名以内をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、幹事)

第 3 条 委員会に委員長及び幹事各 1 名を置く。

2. 委員長は、前委員長の指名による。

3. 幹事は、前任者の推薦を参考にして委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長及び幹事の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、理事会が委託する次の各号の業務を行い、理事会に付議する。

(1) 役員枠の策定

(2) 役員枠の推薦母体から推薦された役員候補及び委員会で推薦した役員候補の調整

(辞任)

第 6 条 委員長、幹事あるいは委員が役員候補に推薦された時は、委員を辞任する。

(運営)

第 7 条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成30年6月23日から施行する。